附属機関等の概要

別記様式2 (令和5年4月1日現在)

担当部課名	総務部教育·法人局法人団体課	内線	22-715
-------	----------------	----	--------

附属機関等の名称 北海道公益認定等審議会								
、「常設の懇談会	この別		附属機関					
平成20年5月1E	3		•					
北海道公益認定等	等審議会条例							
<目的>				の監督や各種申記	青等の審議を行う	ことによっ		
<所掌事項、議題等> 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。 (1)新公益法人への公益認定申請に対する答申 (2)公益認定不認定処分に係る審查請求に対する答申 (3)各種変更認定申請に対する答申 (4)各種変更認定不認定処分に係る審查請求に対する答申 (5)新公益法人への勧告、命令 (6)新公益法人の公益認定取消 (7)「新公益法人の監督」に係る報告及び検査 (8)その他必要と認められる事項								
1 委員(構成員)数			6名	【定数:	3~7 名】			
(うち女性委員)			3名					
(うち公募委員)			名	【公募枠:	名】			
現在委員を委	嘱していない場合	はその理由	()		
2 部会等の設置状況								
	名称		委員数(含	うち女性委員)				
	なし							
一部非公開								
法人内部の個人情報や、経営や事業の面で外部に公開していない情報については、公開することにより第三者の権利利益や公共の利益を侵害するおそれがあり、また、個別審議の議論を公にすることにより会議の円滑若しくは適正な運営が損なわれるおそれがあるため。								
	平成20年5月1日 北海道公益認定等	公益法人制度でででいます。	平成20年5月1日 北海道公益認定等審議会条例	平成20年5月1日 北海道公益認定等審議会条例	平成20年5月1日 北海道公益認定等審議会条例	平成20年5月1日 北海道公益認定等審議会条例 (目的) 公益法人制度改革を踏まえ、公益法人の監督や各種申請等の審議を行う て法人の適正で健全な運営を確保する。 《所掌事項、議題等> 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。 (1) 新公益法人への公益認定中籍に対する答申 (2) 公益認定不認定型分に係る審查請求に対する答申 (3) 各種変更認定申請に対する答申 (4) 各種変更認定中間に対する答申 (5) 新公益法人の公益認定取消 (7) 「新公益法人の公益認定取消 (7) 「お公益法人の公益認定取消 (7) 「お公益法人の公益認定取消 (7) 「お公益法人の公益認定取消 (7) 「新公益法人の公益認定の持ち、公司会院会院会院会院会院会院会院会院会院。 名 [公募枠: 名] 現在委員を要嘱していない場合はその理由(2 部会等の設置状況 名称 委員数(うち女性委員) なし 「およ人内部の個人情報や、経営や事業の面で外部に公開していない情報については、全することにより会議の円済者とくは適正な運営が現なわれるおそれがあり、また、個別会院会院会院会院会院会院会院会院の円済者とくは適正な運営が現なわれるおそれがある。		